参　与　　皆様、明けましておめでとうございます。
農業委員並びに推進委員の皆様におかれましては、新年初の総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
欠席の届け出ですが、１１番、玉井慎太郎委員、１５番、田村誠市委員から出ております。
次に、議案の訂正をお願いいたします。
お配りしております総会議案書２５ページですけれども、議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件６番でございます。譲渡人の〇〇〇〇〇〇がお亡くなりになったため、取り下げとさせていただきます。したがいまして、本日の総会案件から除かれますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第３３回大仙市農業委員会総会を開催いたします

（午後３時　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、初めに私から、前回１２月６日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております第３３回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、１２月５日から６日にかけまして、全国農業者担い手サミットが静岡県静岡市ほかで開催され、会長が出席しております。
また、１２月６日には、第３２回農業委員会総会をここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
次に、１２月１２日には、大仙市農業委員会役員会を会長以下役員８名の出席をいただきまして大曲プラザたつみで開催しております。本日の報告案件となります農業委員並びに農地利用最適化推進委員の改選につきまして募集要項等についてご協議いただいております。
他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。
以上で主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、１９番、黒川雄一委員、２０番、田口繁委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき大仙市長より大仙市農業委員会会長宛て諮問があったので意見を求める。
令和２年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　本案について、農業振興課の説明を求めます。

参　与

改めまして、明けましておめでとうございます。日ごろより、農業委員の皆様、そして農地利用最適化推進委員の皆様には、大変お世話になってございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
議案についてお時間をいただいてご説明申し上げますが、このたびは除外案件、編入案件双方ございます。また、本日、総会にお諮りするに当たりましては、暮れの大変お忙しい中、地元農業委員の皆様から現地のご確認をいただいてございます。大変ありがとうございます。
また、昨年１２月１８日には、農業振興地域の整備促進協議会幹事会のほうを開催してございます。この幹事会においては、計画の妥当性等の要件に照らしまして、協議を行っております。
編入案件につきましては、太田地域の優良農地の整備にかかわる当然な変更ということでございますけれども、除外各案件についても、農用地の除外に関しては、やむを得ないという判断に至ったところでございます。このたび、議案として取り扱っていただくものと思いました。よろしくお願いいたします。
それでは、この後、各地域の担当より変更についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

明けましておめでとうございます。お疲れさまでございます。
農振法関係を担当しております農業振興課の今野と申します。前期分に引き続きまして、よろしくお願いします。
ここからは座ってご説明のほうをさせていただきたいと思います。
まず、各地域の説明に入ります前の全体の概要についてご説明させていただきます。
お手元の議案資料第１号の１ページから６ページ、また、総会議案資料の１ページから１３ページまでをご覧ください。
今回、令和元年度後期分の計画変更につきましては、除外案件５件、編入案件１件の計６件となっております。変更する方につきましては、除外案件が１２筆、編入案件は４４筆でございます。地目につきましては、除外案件が田３筆、畑が８筆、編入案件のほうにつきましては、田が４３筆、畑１筆でございます。面積につきましては、除外案件が２，５００平米、編入案件につきましては５万１，８６２平米となっております。除外後の用途につきましては、一般住宅が４件、資材置き場が１件でございます。また、先ほどもご説明しましたとおり、編入案件につきましては、来年度、令和２年度採択予定の太田横沢地区の県営圃場整備の事業に伴う編入でございます。詳細につきましては、この後、大曲、中仙、南外、仙北、太田の地域の順で担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いします。
それでは、早速ですけれども、ナンバー１の大曲地域の案件からご説明させていただきたいと思います。

初めに、大曲地域の除外案件につきましては、２件でございます。
ナンバー１でございます。
総会資料につきましては、１ページ、２ページをご覧ください。

このたびの申出地でございますけれども、大仙市高関上郷○○○○○○○○、現況地目が畑、面積が○○○○○○の１筆でございます。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○でございます。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○でございます。
用途につきましては、一般住宅です。
現在、この計画者であります○○○○ですけれども、家族３人で子供さんとアパート暮らしをしておりますけれども、今後の子供の成長を考えまして、今のアパートが非常に手狭になってきたということで、当該農地へ住宅を建設するため、今回、農用地区域から除外するものでございます。
当地は、写真にもありますとおり、宅地と宅地に挟まれました不整形な農地でありますので、隣接、周辺につきましては宅地になりますけれども、隣接宅地との一体性を鑑みますと農用地の集団化、担い手の農地集積に及ぼす影響はないものと判断させていただいております。
生活排水につきましては、宅地のほう合併浄化槽で処理しますので、土地改良施設等への機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業につきましては、こちらのほうは該当ございません。
それから、農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。農地転用における許可基準につきましては、当該地は不許可の例外規定であります集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものという規定に該当することから、許可要件は満たすものと判断しております。

続きまして、ナンバー２についてご説明したいと思います。
総会議案書につきましては、３ページ、４ページをご覧ください。
申出地でございますけれども、申出地は、大仙市新谷地○○○○○○○○、現況地目が田、面積が○○○○○の１筆でございます。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○でございます。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○です。○○○○○は、○○○○○の息子さんに当たります。
用途は、一般住宅でございます。
計画者は、現在、夫婦２人でアパート暮らしをしておりますけれども、こちらも、将来的な親の介護というので、○○○○○のほうの介護ということを見据えて、実家に近接した当該農地へ住宅を建築するため、農用地区域から除外するものでございます。
当該地は、市道、宅地などが混在した既存の集落に隣接した農地でありますので、当該変更により分断、孤立する農用地もなく、農用地の集団化、担い手の農地集積に及ぼす影響はないと判断しております。
生活排水につきましては、こちらも合併浄化槽で処理するため、土地改良施設等への機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業につきましては、こちらのほう、関係土地改良区さんと調整済みでございます。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。農地転用における許可基準につきましては、当該地は不許可の例外規定であります集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、転用の許可要件は満たすものと判断しております。
大曲地域についての説明は以上でございます。

続きまして、中仙地域の除外案件１件についてご説明いたします。
資料ナンバーは３となります。
申出地は、大仙市清水○○○○○○○○○○○○、現況地目は田、面積は○○○○○○○○○○１筆です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。計画者は、○○○○○○○○○○○

○○○○、○○○○○○○です。
用途は、一般住宅となります。
計画者夫婦は、現在、夫の実家に居住しておりますが、将来の育児を考えていると、居住スペースが手狭でありまして、夫の実家の近隣に計画者夫婦が居住する住宅を新築するため、今回、農用地区域の除外をするものであります。
当該地は、北側、東側、南側には農地、また、西側には市道を挟んで実家のある宅地に挟まれた農地でございます。今回の変更により、分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、集落の宅地にごく近い農地でありまして、地域の担い手がこの土地を利用した農用地の利用集積を行う見込みはなく、支障を及ぼすおそれはないと考えてございます。
汚水、生活排水につきましては、合併浄化槽で処理し、雨水につきましては、自然流下といたします。また、緩衝地を設けまして土砂の流出を防ぐため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと考えてございます。
国営造成土地改良施設整備事業、用水管理システム等更新事業が平成１０年度から１４年度で完了しておりまして、事業の完了から８年を経過しておりますので、関係土地改良区からは問題なしとの意見書をいただいてございます。
また、続きまして、農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと考えてございます。農地転用における許可基準につきましては、集落に接続した農地であり、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすものと判断しております。
中仙地域についての説明は以上となります。

続きまして、南外地域の除外案件１件についてご説明いたします。
ナンバー４になります。
総会議案資料につきましては、７ページ、８ページをご覧ください。
申出地は、大仙市南外○○○○○○○○、○○○○、○○○○、○○○○○、○○○○○、○○○○、○○○○○、現況地目は畑、面積が合わせて○○○○○○○○○○○○の７筆です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○に入居されている○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○の○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○です。
用途は、資材置き場です。
計画者は、市内に支店を有し、地元のグループ会社とともに土木、建築業、砂利販売業などを営んでおりますが、既存の資材置き場が資材の増加に伴い手狭になっており、資材置き場を拡張するため、今回、農用地区域から除外するものです。
当該地は、農地と宅地が混在する集落の中にある不整形な農地であり、隣接地は計画者が利用する資材置き場となっております。また、周辺には山林が広がっているため、農業を営む者がこの土地を利用した農用地の利用集積を行う見込みはなく、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
雨水排水については、自然流下とし、のり面の緑化と防護柵を設けることで土砂の流出を防ぐため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業等については、該当ございません。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。農地転用における許可基準につきましては、当該地は第１種農地ですが、不許可の例外規定である特別の立地条件を必要とする事業である既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る）に該当することから、許可要件を満たしていると判断しております。
南外地域についての説明は以上です。

続きまして、仙北地域１件についてご説明いたします。
ナンバー５になります。
総会議案資料９ページ、１０ページをご覧ください。
申請する農地は、大仙市板見内○○○○○○○○○○、現況地目、田、面積が○○○○○○○○○○の１筆です。
申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。計画者は、申出者の孫に当たる同住所の○○○○○○です。
用途は、一般住宅です。
計画者は、高齢になった祖父の農業後継者として昨年東京から帰京し、祖父母、おば家族、母と同居しておりますが、７人の大家族であり、非常に手狭なことから、住宅を建築するため、農用地区域から除外するものであります。
当該地は、宅地と県道に隣接しており、農地の集団化や農用地の利用集積に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
生活排水は、公共下水道で処理し、雨水排水は自然流下といたします。緩衝地を設けるため、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。
土地改良事業等につきましては、工事完了後８年を経過しており、関係土地改良区とは調整済みであります。
農地転用における立地基準につきましては、当該地は良好な営農条件を備えたおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に該当するものと判断しております。農地転用における許可基準につきましては、当該地は不許可の例外規定であります宅地と農地が混在している集落内にあり、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断しております。
除外案件についての説明は以上であります。

それでは、ナンバー６の太田地域の編入案件についてご説明申し上げます。
総会議案資料につきましては、１１ページから１３ページとなっております。
１１ページのほうは、事業の計画概要、それから、１２ページ、１３ページのほうが位置図、それから編入区域を写した農振の白地位置図というページで構成されております。
こちらのほうの事業でございますけれども、事業名のほう、こちらの中心図のほうの計画概要の後ろにもありますとおり、国の農業競争力強化農地整備事業ということで、いわゆる県営圃場整備に伴う編入でございます。
令和２年度の新規採択を目指し、現在から実施主体といいますか、関係土地改良区であります秋田県田沢疏水土地改良区、また、仙北平野土地改良区さんのほうが中心になって現在進めているところでございます。
今現在の受益者数ですけれども、３５８名となっております。
受益面積が３４７ヘクタールとなっております。
今回、そのうちこちらの１３ページのほうにもありますけれども、こちらのこのあります黄色く塗られております編入農地ということで、こちらのほう、今回農振法の地区から外れているということで、今回新たに５万１，８６２平米ということで、田んぼのほうが４３筆、５万１，５５９平米、それから畑１筆、３０３平米ということで、トータル４４筆の５万１，８６２平米を新たに編入しようとするものでございます。
いずれ、この後、圃場整備のほうが始まるかと思いますけれども、この場所を見ますとおり、太田球場のここは横沢地区を中心としまして、この太田球場を囲むような形で、角六線をまたぐような形で、事業がこういう形で着手される予定でございます。
以上、簡単ではございますけれども、太田地域の編入案件につきましては以上でございます。

議　長　　ありがとうございました。
説明が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、原案のとおり同意することに決定しました。
ここで、農業振興課の職員が退席いたします。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和２年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１６ページ、１１番の説明をいたします。
贈与による所有権移転です。
設定する農地は、大仙市太田町三本扇○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○ほか１筆、計田２筆、面積○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、８４歳、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、３５歳です。
申請理由といたしまして、○○○○○○は、三本扇地区の国調による成果でこの農地の配分を受けましたが、高齢で労力不足のため、申請農地を耕作することができない状態でした。そこで、近隣を耕作している○○○○○○に贈与の相談をし、○○○○がこれに応じてくれたものです。

続きまして、１６ページから１９ページの１２番の説明をいたします。
使用貸借権の設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町永代○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○ほか田３３筆、畑１筆、合計３５筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、７２歳、借受人は、同住所、○○○○○○、４６歳です。
申請理由といたしまして、○○○○は、農業者年金受給のため所有農地全筆を息子に使用貸借をしておりました。このたび、後で説明いたしますが、農地法第５条で孫娘の計画する住宅新築に農地を贈与することになりました。当初の使用貸借から１０年が経過していないため、農業者年金のルールに基づき全筆を合意解約し、５条転用する１筆を除く農地を再度使用貸借し、経営移譲のやり直しをするもので、設定期間は１０年となっております。

私からはその他の案件につきまして、その概要を説明いたします。
議案第２号につきましては、ただいま説明いたしました太田分室案件２件のほかに有償所有権１件、無償所有権移転１件、賃貸借権設定の新規３件、使用貸借権設定の更新６件がございます。
２１ページから２２ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。

農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和２年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２３ページ、１番と２番を、関連がありますので、一括で説明します。
資料は、１ページ、２ページとなります。
砂利採取事業のために一時転用するものであります。
初めに、１番です。
農地の所在が、大仙市下鶯野○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○１筆です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
砂利採取地として使用され、１平方メートル当たりの賃借料は○○○○です。
次に、２番です。
農地の所在が、下鶯野○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○１筆です。
貸付人は、１番と同じく○○○○○○です。
表土置き場として使用され、１平方メートル当たりの賃借料は○○○○です。
以上の農地の借受人は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○です。
いずれも、設定期間は許可日から１年間となっております。
以上、１番と２番の許可基準における立地基準については、いずれも農用地区域内の農地であるものの、一時的な転用であること、事業目的達成のため代替性がないこと、また、当該事業により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと考えられることから、許可要件を満たしていると判断しました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしていると判断しました。

また、位置図をご覧いただきますと、一部がくぼんだ形をしており、これを囲うように表土置き場となっておりますが、これは、このくぼみの部分が墓地となっており、墓地に近い部分を掘削しないように配慮したことから、このように変則的な表土置き場となっております。
なお、現地につきましては、去る令和元年１２月２０日、地区担当の玉井慎太郎委員から現地を確認していただきました。玉井委員は、本日所用のため総会を欠席しておられますが、当案件につきましては、問題ないものとしてご意見をいただいております。

２３ページ、３番を説明いたします。
位置図及び平面図は、資料３ページから４ページです。
一般住宅及び車庫建築のための転用です。
転用する農地は、大仙市太田町永代○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○です。
転用理由は、譲受人は、妻の祖父が所有する宅地を譲り受け、住宅の建築を計画しましたが、宅地だけでは手狭であったことから、隣接する田も譲り受け、宅地と一体として一般住宅及び車庫を新築するものです。
農地転用の許可基準における立地基準につきまして、申請地は中山間地域であり、小集団の生産性の低い農地であることから、農業地域区域内農地、甲種農地、第１種農地、第３種農地のいずれにも該当しない第２種農地に区分されます。農地法第５条第２項第２号において、第２種農地が申請地にかわる周辺の土地で事業の目的を達成できる同規模の農地以外の土地や第３種農地がない場合、許可できることから、事業の目的や周辺の土地の状況を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断しました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件の１番と２番については、玉井委員が欠席のためありません。
案件３番についてお願いします。

泉委員　太田の泉です。
先日というか、去年の１２月２３日に、事務局とそれから推進委員と私とで確認してまいりました。特に、ほかのところに迷惑かけるようなこともなく、この事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。

参　与　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和２年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第４号、案件１４番から１９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２９ページ、１４番から、３１ページ、１９番までの６件につきまして、一括で説明させていただきます。
利用権の設定を受ける方は、全て○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、７０歳、認定農業者です。
利用権を設定する農地は、大仙市土川○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田１４筆、合計田１５筆、面積○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７９歳、ほか５件です。
申請理由として、１４番及び１５番の新規の利用権設定は、高齢による労力不足や経営縮小による貸し付けを希望し、１６番以降は、期間満了による契約の更新です。
いずれも設定期間は３年で、１０アール当たり単価は○○○○○○○○から使用貸借まで幅があります。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号、案件１４番から１９番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号、案件１４番から１９番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決

定しました。

議　長　　○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第４号、案件２０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

３１ページから３２ページの２０番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○、地目は田で、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田７筆、計８筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、６４歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６７歳、認定農業者です。
設定期間は５年で、賃借料は１０アール当たり○○○です。
理由といたしまして、この８筆は、平成３０年から○○○○がほかの耕作者と利用権を設定し耕作していただいておりました。しかし、前耕作者は高齢による労力不足により経営規模を縮小したいと考えました。そこで、○○○○と前耕作者が農業委員である○○○○に相談したところ、当該農地が自宅の近くでもあったことから、○○○○自身が耕作してくださることとなりました。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号、案件２０番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号、案件２０番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第４号、案件１番から１３番及び２１番から１２１番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２４ページの３番をご覧ください。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、５７歳です。
所有権を移転したい農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○、登記簿地目は畑、現況地目は田、面積が○○○○○○○ほか田１筆、計２筆の合計面積○○○○○○○○○○○○です。
所有権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７９歳です。
売買価格は、１０アール当たり○○○○、総額で○○○○○となっております。
申請理由といたしまして、○○○○○が、農地の売買を希望し、黒川委員に相談していました。また、今回売買する周辺農地には農道がなく、○○○○○○は自己所有地に行くために他人の農地を使っており、大変不便な状態でした。黒川委員から農地の売買の話があり、双方の利益が一致し、今回の売買に至ったものでございます。

２５ページ、５番をご覧ください。
移転したい農地は、大仙市大沢郷寺○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○ほか田２筆、合計面積○○○○○○○○○○○○です。
譲り渡し希望者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７０歳、買い受け希望者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○、３１歳です。
申し出理由といたしまして、譲り渡し希望者の○○○○は病気のため、農地を処分して療養資金を得ようと、農業委員や地元の方に相談しておりました。このたび、農業委員が間に入り、集積を希望している○○○○への売買がまとまったものです。秋田県農業公社の農地売買など支援事業、１０年分割払い型を利用する売買です。
１０アール当たり約○○○○○○○○○○、総額○○○○○○○○○○○○です。

２７ページの１１番の案件について説明させていただきます。
売買による所有権移転です。
所有権を移転する農地の所在は、協和小種○○○○○○○○、地目は田で面積が○○○○○○○○○○○ほか田５筆、合計田６筆、面積○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６４歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○の○○○○○、○○○○○○です。
申請理由といたしまして、申請農地はこれまで賃貸借契約で○○○○○が耕作していました。このたび、○○○○○が農地の売却を希望し、○○○○○がこれを受け入れてくれたものです。
総額○○○○○○○○○○○ということで、売買金額に端数がありますが、売買価格については、あらかじめ○○○○○○と○○○○○○○○○○○との間で１平方メートル当たりの金額を設定し、それをもとに決めているため、この金額となっています。

次に、６３ページの７５番と７６番をご覧ください。
この２件について、関連がありますので、一括で説明させていただきます。
新規の農地利用権設定です。
両案件とも、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○です。
７５番の利用権を設定する農地の所在は、協和小種○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○○○○１筆です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６５歳です。
次に、７６番の利用権を設定する農地の所在は、協和小種○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○○○筆です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６４歳です。
設定期間は１０年で、賃借料が１０アール当たり○○○です。

申請理由といたしまして、当該農地の近辺では圃場整備事業が行われており、○○○○○○○○○○を立ち上げて中間管理機構を通してこの地域で農地等を持っている方との賃貸借契約を行い、農地の集積を行っていました。しかし、この２筆については、中間管理機構として契約するメリットがないので、所有者と直接、○○○○○○○○○○○の間で賃貸借契約を締結し、農地の集積を図るものです。

また、中間管理機構として○○○○○○○○○○○が借りている土地は、田７５８筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑９１筆、面積が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、合計で８４９筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○で、令和元年１２月２８日から令和１１年１２月２７日まで１０年間借りる契約となっています。この契約内容の資料の反映が何もなかったので、○○○○○○○○○○の所有している土地は４９．９アールと表示されていますが、実際の経営面積は３，６９１．４アールとなり、農業経営基盤強化促進法による農地の借り手としての要件を満たしています。

説明は以上です。

６５ページの７９番についてご説明いたします。

利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○○○、地目は田で面積が○○○○○○○○○○○ほか田５筆、計６筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、９３歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、７６歳、認定農業者の方です。

設定期間は３年で、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○です。

理由といたしまして、○○○○はこれまで自身で耕作をしてきましたが、高齢のため規模縮小を望み、近隣の農地を耕作している○○○○に相談したところ、○○○○がこれに応じ、耕作してくださることとなりました。○○○○は自作地のうち畑のみを残し、田は全て○○○○に貸し出します。

なお、当該農地は不整形であり、周囲を山林に囲まれているため、賃借料が１０アール当たり○○○○○○○と低く設定されております。

議案書７８ページから８３ページ、１０１番から１２１番までをご説明します。

農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。

内容につきましては、総括的な説明をさせていただきますので、ご了承願います。

利用権を設定する農地は、１０１番の大仙市藤木○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田１３７筆、○○○○○○○○○○○○○○○○、畑３筆、○○○○○○○○○○○○○、合計１４１筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、１０１番の○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○ほか２０件で、地域農業の集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸し付けを希望している方です。

設定期間は全て１０年２カ月となっておりますが、これは、秋田県の農用地利用配分計画により、農地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定される報告までの２カ月間の差を考慮しているため、この期間となっております。

１０アール当たり賃借料につきましては、畑は○○○○○○、田が○○○○○○○から○○○○○○○○と幅がございます。

なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書を確認いただきますようお願いいたします。

私からは、その他の案件につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第４号、案件１番から１３番及び２１番から１２１番までにつきましては、ただいま説明いたしました事務局及び各分室案件２７件のほかに、所有権移転９件、賃貸借権設定の新規３４件及び更新４３件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、低いほうは１０アール当たり○○○から○○○○○○○○○○と幅がございます。これは、地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。利用調整会議においても、ご承認いただいたものであります。

次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、低いほう

では１０アール当たり○○○○○○、高いほうでは○○○となっております。圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号、案件１番から１３番及び２１番から１２１番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号、案件１番から１３番及び２１番から１２１番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、議案第５号「大仙市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。

参　与　議案第５号　大仙市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
大仙市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、本委員会の承認を求める。
令和２年１月９日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

議案書８４ページをご覧願います。
議案第５号　大仙市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。
こちらは、議案と一緒に配付しております令和元年１２月２０日付、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の概要についてという秋田県農業会議からの依頼文書を受けまして、当農業委員会において決議として上程したものであります。
こちらの依頼文にあるとおり、昨年１０月、立て続けに農業委員会会長が農地転用違反、そして転用に絡んだ収賄等により逮捕されるという不祥事が発生しております。
内容について簡単に説明いたしますと、１件目が、奈良県の安堵町であります。こちらは、不動産会社の社長をしている安堵町の農業委員会会長が、農地を転用し開発しようと計画したところでありますが、営農目的であると虚偽の申請をし農地を取得、その後、転用申請を行わず開発したものであります。
２件目は、大分県の別府市でございます。こちらは、農地転用が必要な施設の建設計画があり、その計画の工事元請会社の役員が別府市農業委員会会長に転用の手続を依頼、転用の申請を行っていないにもかかわらず勝手に工事を許可し、会長は便宜を図った見返りに現金を受け取ったという案件であります。
当農業委員会におきましては、１１月７日開催の総会において、ただいまの文書と新聞記事の写しを皆様に配付し、綱紀粛正について注意喚起をさせていただいたところでございます。また、昨年１

１月１日に大館市で開催されました秋田県農業委員会大会において、二田会長が開会の挨拶でこの件を述べられておりましたし、さらに、文書内にもあるとおり、１１月２９日開催の全国農業委員会会長代表者集会においても、申し合わせが決議されたところであります。こちらの決議の内容につきましては、添付書類の２枚目にありますので、後ほどごらん願います。この文書内におきまして、農業会議から各市町村農業委員会においても申し合わせを決議し、綱紀粛正の徹底を図るよう依頼されております。

これを受けまして、大仙市農業委員会は、法令遵守を徹底するという明確な意思表示をするため、今回、法令遵守の申し合わせを決議いたしたく、上程したものであります。

読ませていただきます。

我われ農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚し農業委員会業務を遂行すると同時に、高い倫理観を持ち、法令遵守の徹底に努めなければならない。

大仙市農業委員会は、下記事項について組織一丸となって取り組むことをここに申し合わせ、決議する。

１、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することが多くなるため、農業委員会等に関する法律第１４条及び第２４条で定められている秘密保持義務を徹底し、その審議においては公正かつ公平に行うこと。

２、農業委員会総会の議事については、農業委員会等に関する法律第３１条で定められている議事参与の制限、同法第３３条で定められている議事録の公表を適切に実施し、議事について公正さを確保すること。

３、農業委員会は農業委員、農地利用最適化推進委員の法令遵守及び倫理観向上を目的とした研修等に対し積極的に参加するとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員はその立場を自覚し、発言や行動について責任を持つこと。

以上であります。

よろしくご審議の上、決議について承認くださいますようお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第５号　大仙市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第５号の「大仙市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は、承認することに決定しました。

議　長　　ここで、暫時休憩いたします。

（午後４時１０分　休憩）

議　長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後４時２０分　再開）

議　長　　報告第１号並びに報告第２号は関連がありますので、一括して議題とします。事務

局から報告を願います。

参　与

議案書８５ページ、８６ページであります。

報告第１号　大仙市農業委員会委員募集要項の制定についてと報告第２号　大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定についてであります。関連がありますので、一括で説明させていただきます。

この２つにつきましては、現農業委員と農地利用最適化推進委員の任期が令和２年７月３０日をもって満了となることから、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者を募集するため、大仙市農業委員会の委員任命等に関する規則、それから、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の規定により、候補者の推薦及び募集の求め、募集の期間、書類の提出方法、その他推薦及び募集の求めに関し必要な事項を別紙のとおり制定したものでございます。

配付しております大仙市農業委員会委員募集要項、それから、大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項、ホチキスどめしてあるものですが、どちらも、上から要項、それから推薦書、法人・個人推薦、団体推薦での推薦書の記載例、応募申請書、応募申請書の記載例、それから、先ほど話しました規則、要綱、１セットにしております。

記載の内容でございますけれども、どちらもほぼ同じ内容になっております。１番が募集人数、２番が任期、３番が身分、４番が報酬、５番が推薦・応募の要件、６番が職務内容、７番が推薦及び応募の方法、７番の（１）として推薦書及び応募書の様式等、（２）として募集要項等の書類であります。８番が募集期間及び提出先、９番が推薦及び募集状況の公表、１０番が候補者の選考、１１番が選考結果の通知、そして、最後は注意事項となっております。

内容につきましては、前回、平成２９年でございますけれども、募集を行いましたが、内容的には大きく変わったという部分はございません。推薦書や応募申請書も、内容的には様式も全く変わっておりません。募集期間につきましては、以前から説明しているとおり、後々のスケジュールを考慮させていただきまして、前回、２９年は３月に行ったところでございますが、２月に前倒ししております。正確には、１月３１日金曜日から２月２８日金曜日までとしたところでございます。

最後の注意事項でございますが、前回は、委員と推進委員の兼務の禁止、提出書類の返却の不可、推薦等に係る費用の自己負担、関係機関等への内容確認について記載しておったところでありますが、今回は、若干ふやして掲載しております。推進委員の要項のみでありますけれども、上から２つ目だと思いますが、１つの地区に推進委員として推薦や応募をしている方が、他の地区について推薦も応募も可能であるという旨、記載したところでございます。ただし、２つの地区の推進委員にはなれません。次に、委員、推進委員の要項、これはどちらにも記載しておるところでありますが、他法令で兼職が禁止されている方は候補者にはなれない。それから、委員と推進委員は、特別職の地方公務員であることから、政治活動の制限はないが、その地位を利用した選挙活動は禁止されているということ。それから、委員、推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務があること。それから、申し込み状況によっては募集を延長することを追加して記載させていただいたところであります。

今回の募集については、広く市民に周知するため、令和２年１月３１日に全戸配布されます広報だいせん、だいせん日和２月号に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集記事を掲載し、要項、推薦書、応募申請書、それから記載例につきましては、農業委員会事務局及び各分室に備えつけるとともに、大仙市のホームページに掲載し、ダウンロードできるようにいたします。

以上、簡単ではありますけれども、要項の制定理由でございました。

委員及び推進委員の皆様、また各地域の団体等におきましても、委員や推進委員の応募、推薦についてご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

議　長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上、報告といたします。
これで本日の案件は全て終了しましたが、そのほか事務局のほうより何かありませんか。
（なしの声）

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
足達委員。

足達委員　　２番の足達です。
いつも構わないで意見というか、いろいろ出して申しわけないんですけれども、今回、農業委員と推進委員の改選で募集要項示されましたけれども、私、改めて見まして、業務内容それぞれ、募集人員とか我々見たときに、その割に農業委員と推進委員の活動としては違いが大きく変わっていないというんですか、大きな違いはないんではないかなと思っております。私も２年と１カ月ぐらい過ごしましたけれども、推進委員と農業委員の報酬ですよ、若干違っていますけれども、業務内容からすればそんなに、同じようなことをやっているし、むしろ地区単位でがんばっている推進委員の方もいますし、私個人としては、報酬とかはそんなに差をつけなくてもいいんじゃないかなと思っています。それぞれ、皆さんと思いがあるのかもしれないですけれども、これについては、国の制度上の話で、推進委員とそれから農業委員では違うと差をつけるべきであるということであれば、これはなんともならないので、そうしてもらいたいですけれども、市も報酬とそれから条例で決まったからといって、すぐ公表すると書いていますので、今回の改選に向けてではないですけれども、もっと推進委員もできるだけそろえてもらえればと思っています。
いろいろな機会に農地の対策では推進委員と農業委員は両輪で活動するといろんな書き物に出てきます。活動自体は同じ内容の活動をしていると思っていますし、ある意味では、議決権がないというような話ですけれども、市当局でできるのであれば、報酬のほうを検討してもらえればいいかなと思っています。
国に対しては、制度上無理だということであれば、このあと機会があるときで、県なり、そして国のほうへ伝えてもらえればと思います。
以上です。

参　与　　ただいまのご意見、足達委員の質問といいますか、ご意見ですが、確かに、農業委員と推進委員は報酬に差がありますが、これも市の報酬条例で決まっているものでございまして、これを直すということであれば、議会に諮ってというか、条例のほうを直すという形にはなろうかと思いますが、このいわゆる新制度になってからの推進委員の募集を、結局３年ということでなっていますから、それで、この３年で報酬を上げるかどうかというのは、ちょっと考え方もあろうかとは思いますが、これは後々、市の予算の財政当局との折衝とか、そういうこともありますので、我々の立場からしますと、なるべく農業委員さんの報酬は上げて、差をなくすと場合も、推進委員さんのほうを上げるというのが本来の目的というかなんですが、そういう話が出ますと、逆に引き下げのほうにつられる可能性もあります、財政当局との折衝の関係で。それで、なるべく変えない方向でまずやっていきたいなというふうには考えております。
ただ、上げられるものであれば上げたいというところもありますが、その差につきましては、まず、農業委員と推進委員とのやっている業務内容はほとんど変わらないかと思いますけれども、一応そういう立場の違いというものを反映させた形になっておりますので、その点はちょっと、今後、どのようにできるかはわかりませんが、そういう要望を踏まえまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議　長　　ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　　なしという声がありますので、以上をもちまして第３３回の大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午後４時３３分　閉会）